

湯沢生涯学習センター等跡地整備基本設計業務委託

仕様書

1 業務名称

湯沢生涯学習センター等跡地整備基本設計業務委託（以下、「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日の翌日（閉庁日を除く）から令和8年3月31日までとする。

ただし、必要に応じて本業務の成果について、中間報告を行うものとする。

3 目的

令和7年3月に策定した「湯沢生涯学習センター等跡地活用基本計画（以下、「基本計画」という。）」に基づき、中心商店街や湯沢駅周辺複合施設などとの回遊性向上により中心市街地のにぎわい創出を図るため、湯沢生涯学習センター等跡地に整備する多目的広場や多目的ガレージなどの施設や設備の基本設計業務を行うことを目的とする。

4 業務内容

(1)基本設計業務

基本計画で示した下記の施設や設備等の基本設計業務を実施する。業務の実施に当たっては、基本計画における基本コンセプトや整備・活用方針、整備する機能・規模などを十分に踏まえた内容とすること。

①多目的広場（2,000㎡～2,500㎡程度）

憩いの広場やステージ、ドッグランなどを整備し、多世代が多様な活動で利用できる環境を整備する。

②平面駐車場（600㎡～700㎡程度）

日常的な利用は平面駐車場を想定しているが、イベントや伝統行事などを開催する際は、多目的広場と一体的に活用できる配置とする。

③多目的ガレージ（600㎡～700㎡程度）

日常的な利用は車庫を想定しているが、イベントや伝統行事などを開催する際は、拠点となるテントや出店ブース等としても活用できるように、電気や給排水設備を備えた施設とする。

(2)その他

- ・事業対象地においては、本業務と別で湯沢市が用地測量や地形測量等の実施を予定しているが、実施の際は測量等事業者との連携や協力を図ること。
- ・事業対象地に隣接する中央公園（都市計画公園）について、一体的な活用が見込まれることから、中央公園内の施設や設備の改修案などを提案すること。

5 打ち合わせ協議

本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。

打ち合わせ協議の結果は、受注者が議事録を作成の上、当該打ち合わせ協議後、速やかに発注者に提出するものとする。

6 成果品

(1)基本的事項

受注者は、本業務の成果をまとめた成果品を作成し、納品するものとする。

成果品については、発注者の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引き渡しした時点で、本業務の完了とする。

成果品は、全て発注者に帰属し、受注者は発注者の許可なく複製、使用及び流用をしてはならない。

(2)成果品一覧

項目	資料
施設・設備関係	・計画概要書・仕様概要（建築・構造・電気・機械・公園） ・配置計画・動線計画 ・平面計画・断面計画・立面計画・縦横断計画 ・鳥瞰・外観・内観デザイン計画（パース図等）
施工計画関係	・施工計画概要書 ・概算工事工程表（実施設計、各協議・申請等を含む）
市・関係機関との協議関係	・打ち合わせ議事録（市、関係機関） ・法規等確認資料
その他	・概算事業費内訳（実施設計、整備工事、各種申請手数料等） ・その他必要とされる図面、計画書等

※上記一覧における過不足等は、必要に応じて市と協議の上、対応することとする。

7 その他

- ・受注者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。
- ・本業務の履行にあたっては、契約締結後速やかに、業務着手届、業務計画書（工程表を含む。）、管理技術者等選任届、その他必要な書類を作成の上、発注者に提出しなければならない。
- ・本業務を遂行するため、発注者が保有する資料が必要な場合には、管理技術者又は担当技術者に、借用書と引き換えに貸与する。受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保する。特に、個人情報の漏洩が起きないように細心の注意を払うものとする。
- ・受注者は、本業務の遂行によって知り得た事項を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。

- ・受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、発注者にこの内容を遅滞なく報告しなければならない。
- ・本業務の実施にあたり、文献その他の資料を引用した場合は、その文献・資料名を明記しなければならない。
- ・必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請によるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項が生じたとき、本仕様書の解釈に疑義が生じたとき、第4に規定する業務内容の一部を変更する必要があるとき、その他必要があるときは、発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従うものとする。